

第 3 2 号

アシステック通信

ASSIS TECH

特集 参画するまちづくり



2002

目 次

特集：「参画するまちづくり」

- () 自律・連帯から参画・協働のまちづくりへ
まちづくり会社コー・プラン 小林 郁 雄 1
- () 福祉のまちづくり条例改正の基本的方向
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり推進課 永 松 寛 喜 5
- () 肢体障害者がまちに出たときに
- 「一寸法師の香港4日間」より -
肢体障害者海外交流実行委員会 一寸法師 門 田 成 嗣 7
- () 視覚障害者とまち
- 視覚障害者をまちでみかけたら -
国立神戸視力障害センター 指導課 山 下 庄 二 11

役立つ情報 13

公共・商業施設でのサポートサービス
兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所 研究第一課 大 野 拓 也

ニュース&トレンズ 15

道路の「バリア」総点検
兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所 研究第一課 藤 井 嘉 彦
- ひとりひとりの "わたし"が積極参加 -

研究所だより 16

第1回公開講座と第9回福祉のまちづくりセミナーを開催して
平成13年度第3四半期 福祉のまちづくり工学研究所の主な活動

アシステック掲示板・編集後記

What's ASSISTECH?? 「アシステック」とは??

障害者や高齢者等を幅広く支援する技術という意味でアシスティブ・テクノロジーからつくった言葉です。福祉のまちづくり工学研究所は、福祉のまちづくりを実現する技術的中核施設として、総合リハビリテーション内に設置されています。「開かれた研究所」をめざしておりますので、ご意見や研究の参画希望などがありましたら、お気軽にお寄せください。

特集 参画するまちづくり

「参加から参画へ」。福祉から発したとされる「参画」志向は今やいろいろな場面で用いられており、まちづくりにおいても単に意見を述べる参加型から、様々な工夫や責任ある意見や行動といった主体的な関わり、すなわち「参画」が求められています。今回の特集では、このような視点から、いろいろな主体による福祉のまちづくりへの様々な取り組みについて紹介いたします。

() 自律・連帯から参画・協働のまちづくりへ

まちづくり会社コー・プラン 小林 郁雄

1. 「まちづくり」とは？

「まちづくり」という言葉がさまざまな意味で使われています。たとえば、福祉のまちづくり・緑のまちづくり・ふれあいのまちづくり、まちづくり条例・まちづくり協議会・まちづくり会社など。「まち」を「つくる」とは、いったいどういうことなのでしょう？「都市計画」などとはどう違うのでしょうか？

私は、「まちづくり」は運動、「都市計画」は制度、と思っています。比較して、無理にですが対照的にあらわしてみれば、

まちづくり：地域における、市民による、自律的継続的な、環境改善運動

都市計画：国家における、政府による、統一的継続的な、環境形成制度

ということになるのでしょうか。

例えば、『福祉のまちづくり』。福祉に関することについて、全国的な福祉状況とか、歴史的な経緯といったことではなく、それぞれの関係する地域において、政府や専門家だけでなく、福祉に関心のある住民やボランティアや企業等の市民が中心に、自分達の考えや努力でずっとやり続けていく自律的継続的な福祉環境の改善運動が、『福祉のまちづくり』ということではないのでしょうか。

結局、修飾限定形容詞をすべて取り除くと、『福祉のまちづくり』とは、「福祉環境の改善運

動」ということになります。この場合の「環境」は、生活環境などといわれる身近な環境から、グローバルな地球環境まで連続的につながっている「環境」であり、知的環境とか介護環境といった抽象的でソフトな「環境」までも含まれることになります。また「改善」は、そうした環境を一から作り出していくというよりも、今ある状態をより良くしていくことに主眼をおいた「運動」という気持ちです。活動ではなく「運動」というのは、少し心意気をこめたものという感じです。

以上に説明したような内容で「まちづくり」ととらえるのは、すこし限定的すぎるかもしれません。「市民まちづくり」というように「市民」による「まちづくり」ということを強調すべきかもしれません。

それでは、よその国では「まちづくり」という言葉は、どうなのでしょう。台湾では「社区



写真1：台北・防災まちづくりワークショップ

(その1)



写真2：台北市・防災まちづくりワークショップ
(その2)

「創造」といいます。社区はコミュニティ（まち）のことで、営は経営、造は建造で、ソフトとハードの改善活動（づくり）ということになります。教育社区とか健康社区といったように、教育・文化・健康などに関する活動も含めて、地区の総合的な整備開発保全の活動を視野に入れてついているようです。1990年代になって日本の「まちづくり」の概念が台湾にも導入されて、「社区総体創造」運動から1994年以降政府の政策にも取り入れられ、特に1999年9月21日の集集大地震からのそれぞれの被災地域の復興において、「社区創造」という概念は決定的に重要な位置づけがなされています。

アメリカでは「Community Development」でしょう。地域社会であるCommunityの開発Developmentが「まちづくり」に相当することになります。開発には、当然、ハードな土建業的デベロップだけでなく、社会開発・能力開発といったソフトな取り組みも含んでいます。CDC（Community Development Corporation）というNPOがその主役です。

そして、そうした「まちづくり」と、対比的に「都市計画は制度（法律）」であるということになるわけですが、「制度」はどのように作られるかではなくて、どのように使われるか、が問題です。それは、「技術」でも「社会」でも、も

ちろん「計画」でもそうです。

2．自律と連帯の社会をめざす

私たち阪神大震災の被災市民が学んだ最も重要な教訓は、何であったでしょうか。私が阪神大震災半年後あたりの復興に際して、最も心に深く刻み、思い至ったのは、「小規模分散自律生活圏の多重ネットワーク社会」という都市社会像です。それは、震災ユートピアといわれる1995年の1月から3月にかけて、震災の現場で肝に銘じて学んだ次の三つの教訓から、思い至ったものです。

巨大なものは脆い

やってないことはできない

自分でできることは自分でする

第1は、脆くも崩れ去った高架道路や電気ガス水道の寸断された広域網、自分達の知らないところで決定されてきた都市運営システム、制度疲労していた精緻なピラミッド型統治機構など。これらが大災害情報途絶・緊急支援の届かぬ時、どれほど頼り無く何の意味も持たぬものなのかを、私たちは知ってしまいました。「大規模集中」の20世紀文明から、「小規模分散」社会をめざす必要があります。あらゆる集中ピラミッド状態から、すべて小さいもののネットワーク化へ、です。

第2は、平常時にやってないことを、「すわ非常時」といって、できるわけがないこと。練習をつんでなければ本番はおぼつかないという、当たり前のことを改めて知りました。都市計画・まちづくりから共同化・マンション再建など、多くの人々の多くの意見を調整しなければ、復興は何ごともしません。そうした合意形成の事前準備に、堅苦しい協議会活動などの定期的開催が必要とは限りません。盆踊りでもバザーでも、地域の話し合いの習慣さえあれば十

分でした。計画につながる日常化システムが重要です。

第3は、人にとやかく能書きを示す前に、自分ですることが震災ボランティアやNPOの原則であることを学びました。さらに、自分でできることをする自助が被災者復興の原点でもありました。それを相互に助け合ったのが、震災被災地3ヶ月間のユートピアでした。ネットワーク社会とはどういうものかが、おぼろげな姿を見せていたと思います。

「市民まちづくり」の原則は「自律」であり、それはパートナーシップの基礎条件でもあります。自律を条件とした「連帯」がネットワーク社会の中核です。「自律と連帯」こそが、阪神大震災が教えた震災文化の核であり、私たちが震災から学んだ最も重要なものです。

大規模な統合されたメガシステムから、小規模な核が集積したネットワークをめざして、国家・大都市、国際・大組織を分解し、地域に主権があるコミュニティ経済社会を自律確立し、相互の共助・協働のための連帯をめざす、というのが私が描く21世紀の社会像です。そのためには、自律した生活圏が相互にネットワークできる仕組みと、その基幹構造（まちづくり基本条例など）や運営技術（ワークショップ方式など）が不可欠です。

3. 参画と協働のまちづくり

兵庫県のほぼ中央に位置する生野銀山で有名

な生野町の「地域づくり生野塾」が始められて、ほぼ4年半になります。生野塾は、町民委員と担当職員が対等平等に計画づくり・実施方法などをワークショップ方式で討議し、実際に共に汗をかく活動から成り立っています。参画と協働そのものといっているでしょう。

(<http://www2.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/inpaku/wagamati/zirei/ikuno.htm>参照)

こうした生野塾の経験に立って、「生野町まちづくり基本条例検討委員会」(座長：中川幾郎帝塚山大学教授)が、2001年7月より月1~2回の検討会議をすべてワークショップ方式で開き、12月18日の第9回検討会で、ほぼ条例試案がまとまりました。

偕和(かいわ)の精神にもとづく格調高い「前文」にはじまり、自律共助・情報共有・参画協働という3つの「まちづくりの基本原則」、人権・学ぶ権利・まちづくりへの参加権利などの「町民の権利と責務」、「町と議会の役割と責務」、総合計画等への町民参加・実施評価段階での協働・委員公募などの「参画・協働の推進」、情報公開・説明責任・政策評価・住民投票など「信頼される行政」、町外の人々・他の自治体などとの「連携・交流」、最後にこの条例が持つ「最高規範性」を定めた7章35条の案です。

兵庫県は井戸新知事になって、21世紀の兵庫づくりに「参画と協働の県政」の推進が強調されています。2000年度から続けられてきた、「準公職」をテーマにした住民の参画と協働システ



写真3：生野町・地域づくり生野塾報告ワークショップ(その1)



写真4：生野町・地域づくり生野塾
報告ワークショップ（その2）

ム検討に引き続き、2001年度はより原点からの整理も含めて「県民の参画と協働の推進に関する条例化等検討委員会」で密度の高い検討が重ねられ、12月には条例骨子案がまとめられました。委員会の公開はもとより、資料や議事録などもすべてホームページに公開されています。

(<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp>

[/gallery/cocoron/sankakukyodo.html](http://gallery/cocoron/sankakukyodo.html)参照)

条例の骨子案のあらましの構成は、参画と協働の基本理念・基本原則をもとに、「地域社会の共同利益（コモンズ）の実現」と「県政」への参画と協働の道具（方策）が用意されています。道具とは、地域づくり活動、情報共有、活動交流の場、地域づくりの担い手の認証などのコモンズへの取り組みです。さらに県政では、広報広聴活動の充実、情報提供と公開、直接対話の促進、直接機会の充実（会議の公開、委員の公募、各種会議の実施、意見募集パブリックコメントなど）、推進員・協力員の委嘱、事業実施への協力、政策評価制度の充実（モニターチェックなど）が参画と協働の推進方策です。それらを使って、参画協働を進めていくのに、認証・提言・評価する中立的機関として「参画協働推進委員会」を用意するというのが、検討されている内容です。

神戸市でも2001年11月に新たに矢田市長が就

任し、その最大の公約は「市民主役のまちづくり」であり、当面の課題対応として、市街地活性化、危機管理、市民参画の三つのプロジェクトチームが立ち上げられました。さっそく、市民参画室が設置され、多様なセクターの市民と行政が同じ場所に集い参画し、様々な協働のアイデアを出しあい、実現をめざしていく「参画と協働のプラットフォーム」としての役割を担おうとしています。さらに2002年夏をめどに広く市民の意見を集めて、市民の手による「市民参画条例」の検討・制定を目指しています。

こうした市民の「参画と協働のまちづくり」への取り組みは、全国各地を疾風のように駆け巡り、燃え広がっています。これは20世紀の都市を支配してきた企業活動中心社会から、21世紀の「市民活動社会」のはじまりを示すものではないでしょうか。地域主権・情報共有を条件として、市民が主体となってコンパクトな自律生活圏が多重にネットワークしている「自律連帯社会」です。それは、国家やグローバル経済といった「国際・企業」時代から、個人や地域ネットワークによる「民際・市民」世界が基本像であり、その最も基本となるキーワードが、『参画と協働』でしょう。

小林郁雄 KOBAYASHI,Ikuo

<ikuo-ko@kcc.zaq.ne.jp>

まちづくり会社コー・プラン/CO-PLAN Inc.

神戸市灘区楠丘町2-5-20 〒657-0024

電話:078-842-2311 Fax:078-842-2203

<http://www.hyogo-iic.ne.jp/> INS93031/

阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク

<http://web.kyoto-inet.or.jp>

[/org/gakugei/kobe/index.htm](http://org/gakugei/kobe/index.htm)

()福祉のまちづくり条例改正の基本的方向

兵庫県土整備部まちづくり局 まちづくり推進課

課長補佐 永松寛喜

1 福祉のまちづくり条例改正の背景

(1) 福祉のまちづくり条例の制定

本県では平成4年10月9日、全国の都道府県レベルでは初めての福祉のまちづくり条例を制定し、翌年の平成5年10月1日から施行してきた。しかし、平成7年1月17日の未明に発生した阪神・淡路大震災を契機に本県のまちづくりは大きな転換期を迎え、平成11年3月に「福祉のまちづくり面的展開ガイドラインの策定」、「まちづくり基本条例の制定」と新たな施策を打ち出した。

(2) 条例見直しの背景

このように、阪神・淡路大震災の経験を施策体系化する作業が一段落した中で、昨今の高齢者・障害者等の社会参加の増加を背景としたバリアフリー化に対する県民意識の高まりや、技術開発の進展及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の制定を受け、福祉のまちづくり条例及び施行規則を平成13年度に改正することとし、平成12年度から検討を開始した。

2 条例改正の検討

(1) 県民参加の実施

改正検討にあたっては、交通バリアフリー法移動円滑化基準等検討会議メンバー等の学識経験者、福祉のまちづくり施設アドバイザー、関係団体代表などから成る条例改正検討委員会（澤村誠志委員長）を設置するとともに、具体的な検討作業等を行うため検討委員会にワーキングチームを設け、高齢者、障害者はもとよりあらゆる生活者の視点に立った幅広い見直しを行うため県民参加型の調査・ヒアリングを実施した。

(2) 具体的な取り組み

その検討過程での県民参加の手法として、福祉のまちづくりに係るニーズ調査や県内の障害者団体へのヒアリングなど次の調査・ヒアリングを実施した。

施設実態調査

平成11年度に福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する108施設について利用者の満足度、整備箇所別の満足度、改善すべき事項を把握するための利用者アンケート等（回答者3,589名、うち移動制約者267名）を実施した。続いて平成12年度には但馬・播磨・阪神地域の19施設について、肢体不自由者14名、視覚障害者7名、聴覚障害者6名、ガイドヘルパー20名の協力を得て調査を行い、整備基準のあり方のための基礎資料とした。

県民ニーズ調査

平成12年度は一般県民、高齢者、育児中の親、身体障害者の方々3,150名（回収率は41.5%）に自宅や出かけ先のバリアフリー化の状況、出かけるのに不自由な施設、日常的な外出時の困難等についてアンケートを実施した。

地域ヒアリング

地域ヒアリングは、検討委員会ワーキングチームにより県内の3カ所（豊岡18名、西宮18名、姫路21名）で延べ57名の障害者、高齢者、子育て支援グループ、ボランティアグループなどさまざまな人からそれぞれの立場で福祉のまちづくりに関する意見をヒアリングした。

団体ヒアリング

障害者団体を中心とした21団体に対し福祉のまちづくり条例の改正に対する文書照会

を行い、希望する団体については検討委員会ワーキングチームによるヒアリングを実施した。

パブリックコメントの募集の実施

パブリックコメントの募集については、まず、条例改正への意見・アイデアを求め、次に条例改正素案に対する意見を求めるという2段階の手続きをとることとした。まず、条例改正に関するパブリックコメントの募集を平成13年1月9日からの4週間実施し、さらに、福祉のまちづくり条例改正検討委員会の検討結果を踏まえた改正（素案）に関するパブリックコメントの募集を13年5月30日から4週間実施した。

3 パブリックコメントの概要

今回の条例並びに施行規則の見直しは、上記の県民参加の手法を活用して検討してきた結果、高齢者・障害者等の活動領域の拡大整備基準適合施設のレベルアップの促進の観点から見直しの基本的な考えを提示し、パブリックコメントを求めたが、その主なものは次の通りである。

(1) 条例改正について

「特定施設整備基準」

基準では、ア)車いすで通行できる傾斜路の設置、イ)車いすで通行できる幅員の確保、ウ)視覚障害者誘導用ブロックの設置、エ)階段の手すり、オ)車いすで利用できるエレベーター、便所及び駐車場の設置等を定めている。

今回の改正では、視覚障害者・聴覚障害者をはじめ、あらゆる人に配慮した体系的な情報提供設備を充実する旨追加する。

「特定施設整備基準の遵守」

ここでは、公益的施設若しくは共同施設等の施設の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え又は公共施設の新設若しくは改築する場合は、特定整備基準を遵守しなければならない旨規定している。

今回の改正では、さらに「用途変更」を行う場合も整備基準の遵守を求めるとし、ストックのバリアフリー化を促進するため「用途変更」を対象にする。

(2) 施行規則の改正について

物販店・飲食店、理容所及び美容所、クリーニング取次店などのサービス業を営む店舗など100㎡以上を整備対象としているが、100㎡未満の施設の場合も今回の改正で創設する「小規模基準」を適用する。

100㎡以上を対象としている診療所の面積規定を撤廃する。

共同住宅の届出対象規模を51戸以上から21戸以上に拡大する。

海岸施設、自動車教習所、施術所を新規追加する。

子育て支援設備、サインの設置などを新たに追加する。

エレベーターの設置対象施設を拡大し、「学校（特別教室を設置する場合で避難階以外の利用者の用に供する部分の床面積が1,000㎡以上の場合に限る。）」、「共同住宅（3階以上かつ21戸以上）」にも設置を義務づける。

4 おわりに

福祉のまちづくり条例改正（素案）に係るパブリックコメントの意見を踏まえ、平成14年2月に開催される県議会に条例改正を諮るべく改正作業を進めているところであり、改正公布の際には、県民の皆様には広報等を通じて改めてお知らせすることとしたい。

多くの県民の皆様の貴重な意見や実態調査への協力を得、福祉のまちづくり検討委員会での議論を深めることができました。この紙面をお借りし、深く感謝の意を表するとともに、今後の本県の福祉のまちづくりが円滑に進むよう改めてご協力をお願いする次第です。

() 肢体障害者がまちに出たときに

- 「一寸法師の香港4日間」より -

肢体障害者海外交流実行委員会 一寸法師 門 田 成 嗣

【立ち上げ】

「門ちゃん、次は海外やで！健常者にとって海外旅行は日常のこと。障害者も海外に挑戦すべきやろ！海外の障害者との交流もしたい。」98年夏、実行委員長として最後の一泊バス旅行の打ち上げで永井さんがそう焚き付けた。永井さんは当時の職場の先輩で、障害者団体の行事やひまわり号などにも引っ張り込んでいた。横にいた山崎さんが賛成した。山崎さんはかつて旅行会社で勤務し、今は専門学校で添乗員を養成している。

私は、脳性麻痺で左手に障害がある。兵庫県に就職した後、障害者として何かやりたいと思い、ある肢体障害者団体に顔を出し始めたのが、もう10年近く前のことである。

そして、その団体の例年行事である一泊バス旅行の実行委員長を6年間、毎年JRの貸切列車で障害者の日帰り旅行を企画しているひまわり号にもこの数年関わってきた。

しかし、年一度の旅行以外はほとんど自宅に籠もる人。家族やヘルパーとしか外出したことがない人。最寄駅にエレベーターがあることを知らない人。こんな障害者が多かった。

これでは、まちがバリアフリー化されても意味がない。まちで障害者を見かけなければ、社会がバリアフリーの必要性を認識しない。旅行は年に一度のモルヒネではないのか？苦痛を和らげるだけの対処療法にすぎない。そんな思いが芽生え始めていた。ちなみに、障害者が楽しむだけの行事を企画したり、参加してその場限りの過度な介

助をして、「なぜこの種の行事が必要なのか？」も考えずにただ「楽しかった！よかった！」と喜んでいるボランティアを皮肉って仲間内で「モルヒネボランティア」と呼んでいる。

次に取組む企画として海外は面白い。しかし、私は海外旅行の経験がない。そんな単純な趣旨でいいのか？金は？参加者は集まるのか？と、すぐにその話には飛びつかなかった。

「連れて行く者が海外旅行もしたことがないでは話しにならない！」永井さんの一言で、その年の11月に2人で手近な韓国に行った。韓国一周。ホテルも、列車や高速バスの切符も現地で自分でとった。日本語の通じない田舎町の屋台で飲んだ。この種の旅行ばかりしている永井さんは、ほとんど手を出さずに横でニヤニヤしているだけだった。おかげで、海外旅行に少しは自信がついた。「これや！」と思った。日頃自宅に籠もっている障害者でもこんな海外旅行をすれば、当然普段の外出に自信がつくはずだ。

翌年は転勤等もあり計画は1年間凍結し



写真1 香港市内を観光

たが、2000年1月、発起人3人で立ち上げ準備を始めた。既成概念に縛られないよう、新しい独立したグループをつくりたかった。

時期は年中で一番安い翌年の1月下旬とした。2月には山崎さんの伝で、近畿日本ツーリストの神戸支店長と担当の石垣さんに企画説明と協力要請をした。障害者を中心に友人知人から実行委員を募った。新聞等にも募集記事を載せた。

【実行委員会】

6月23日、第1回目実行委員会。11人が集まった。うち障害者は私を含めて5人。会の名称は、小さな身体の法師がお椀の舟で旅しているんな冒険をし、打出の小槌を手に入れ、大きくなるという昔話にちなんで「一寸法師」と名付けた。

連れて行ってもらう旅行ではなく、自分たちで行く旅行という意識を持ってもらおうと、石垣さんにも同席してもらい、行き先や観光地等は障害者に意見を出してもらった。

しかし、旅行の企画や会の運営などはあまり経験のない障害者ばかり。行き先はなかなか決まらなかった。2回目の実行委員会でやっと、時期が真冬で初回ということから、冬でも温暖で比較的近場の香港に決定した。じれったかった。

そんな中でも、嬉しい出来事があった。脳性麻痺で普段は電動車椅子に乗る柏原君のことである。「一人で電車に乗ったことがない」というので、月1回ある県庁近くの実行委員会の場所へ最初の2回程は、メンバーが交替で地下鉄の乗り方を教えながら送迎した。その後も母親と練習した彼は、4回目から一人で地下鉄に乗って通うようになった。

香港3泊4日のプランニングに入った。1日目はホテルに行くだけだ。2日目は観光と現地障害者との交流会、夜景鑑賞。3日目をグループ単位での終日自由行動とした。

旅行代金は、一人8万円。これにリフトバ



写真2 リフト付きバスで移動

ス借上費、現地車椅子借上費、交流会費等の諸経費がかかる。海外旅行に障害者割引はない。ひょうご地域福祉財団と神戸市社協からの助成金や実行委員からのカンパで、何とか参加費を8万円に抑える目処が立った。

しかし、現地のバリアフリーの状態や交流先探しに不安が残っていた。すると、山崎さんが香港政府観光局大阪事務所長の池谷さんを知っているので相談してみようという。

池谷さんは「香港もこれからは障害者の受入にも目を向けるべきだ。私もお手伝いしながら勉強したい。」と、交流相手探しや参加者説明会での香港の紹介も快諾してくれた。その上、現地の下見や当日の旅行にも行ってくれるという。非常に有り難かった。

参加者は新聞等で公募した。企画の趣旨から障害者の家族は参加不可とした。障害者・ボランティア各15人の計30人定員に対し、障害者14人（うち車椅子9人）、ボランティア12人の計26人が集まった。車椅子の割合が多いが、完全に歩けないのは6人。電動車椅子も2人いる。池谷さんと石垣さんもいる。3日目の自由行動以外は現地ガイドも3人付く。歩ける障害者も交代で車椅子を押せば、グループでの自由行動も何とかなるだろう。しかし、障害者14人の中には、どう考えても一人で外出できるとは思えない重度障害者や普通の観光旅行気分で申し込んだ年輩の方もけっこういた。

当初ターゲットにしていた20~30代の若い

障害者は、親が参加させないのか？家族と離れて海外へ行くのは怖いのか？私の描いた夢はそんなに難しいものなのだろうか？

【出発】

2001年1月20日、出発当日を迎えた。集合場所は関空とK-CAT（神戸シティエアターミナル）の2ヶ所に分けた。K-CATからは、高速艇（K-JET）も関空側の連絡バスもノンストップ（バスは要予約）だからである。

車椅子9台という大人数で飛行機に乗るのは初めて。どんな対応をするのか興味津々だった。さすがに関空も香港の新空港もエレベーター等の設備は整っていた。出入国審査は通路が広い乗務員用のゲートを通してくれた。搭乗は一般客よりも先、降りる際は逆に最後。乗務員も地上係員も総出で手伝ってくれ「飛行機は手厚い。」という印象を受けた。

帰国時の関空での通関には驚いた。障害者に悪人はいないという変な先入観でもあるのか？ほとんどフリーパスだった。「海外旅行は車椅子の人と行こう！」と言いつついた。動機は不純であれ、この仲間と一緒に旅行するようになれば目的は達成なのだが・・・

香港の新空港には鉄道が乗り入れている。あえてこれを利用して九龍半島の尖沙咀にあるホテルまで行った。香港に決まったときからそう考えていた。移動は可能な限り公共交通機関を利用する。お椀の舟で旅するという一寸法師のスタンスを定着させたかった。

【香港にて】

2日目は、リフトバスを借切った。このバスの車内は片側の座席がなく車椅子固定スペースになっており、10台ぐらいい車椅子が固定できるという優れ物であった。以前、一泊バス旅行で使っていた貸切バスでも車椅子固定は3台であった。どこのバスかな？と思って見てみると「ISUZU」とあった。運転手の車椅子固定作業の手際もよかった。

この日は夕方まで観光の後、障害者のみで運営するコンビニを見学してから、交流会場へ向かった。旧正月前という慌ただしい時期だったため、残念ながらコンビニに香港の障害者団体の代表者が挨拶に來ただけだった。日本から各個人でおみやげを持参していたが、旧正月前という時期が悪かった。案の定「障害者に会えず残念！」という声が多かった。しかし、交流会では日本でいう社協のような組織の職員等3名が歓迎してくれた。

3日目は自由行動。ショッピング、ホテル周辺散策等いくつかのグループに分かれた。

私は、午後から障害者6人（車椅子は柏原君だけ）、ボランティア2人のグループで、地下鉄に乗りたいという柏原君の希望で尖沙咀から地下鉄で香港島へ行くことになった。

ところが尖沙咀駅にはエレベーターがない。入口の車椅子マークの付いたインターホンと片言の英語で格闘していると、見かねた通りすがりの人が、広東語で代弁してくれた。



写真3 全員の記念写真



写真4 障害者に使いやすい券売機



写真5 海上から香港の夜景を見る

しばらくすると地下から階段昇降機を操作しながら駅員が昇ってきた。次の難関は券売機。日本のとは手順が違う。もちろん悪戦苦闘しながら各自で中環までの切符を買った。

中環をぶらぶらした後、トラム（路面電車）で湾仔へ向かった。トラムは入口が狭く、柏原君を車椅子ごと乗せることが出来ない。始発ですいていたので、ゆっくり歩いて乗せた。車椅子は畳んで比較的広い出口から乗せさせてもらった。運転手は好意的だった。

湾仔に着く頃には2階建トラムは超満員になっており、停車時間中に降りきれず、柏原君たちを積んだまま発車しかけたが、運転手が気付いて停まってくれた。全員無事下車後「サンキュー！」とお礼を言うと、運転手は手を挙げて笑顔で応えてくれた。「車椅子でトラムに乗った日本人は俺たちが最初かも知れんな！」みんな満足げだった。

旧正月前で賑わう湾仔の市場を散策した後、スターフェリーで尖沙咀に戻った。フェリーは、車椅子でも難なく乗れた。海から見る香港の夜景も美しかった。

手動で来ていた柏原君の車椅子は、終始残りの7人が交代で押した。足に軽い障害がある4人も「僕でも車椅子を押せる！」と感激していた。ボランティア不足が幸いした出来事だった。自信を付けた彼らは、ホテルに帰った後も、夜の街を散策していたようだ。

【その後】

帰国後1ヶ月あまり経ってから、「思い出

を語り合う会」を催した。参加者26人中23人が集まった。何人かは香港で知り合った仲間同士で何度か会っているようだった。

柏原君は、自宅から仁川の寮兼作業所まで週に一度、一人で電車を乗り継いで通うようになった。彼の最近の悩みは、電車の中で酔っぱらいに絡まれることだという。

足の不自由な女の子は、次回の企画に加わりたいと実行委員会に参加しはじめた。

実行委員で企画から携わった女性は、「視覚障害者と旅行したことはあったが、肢体障害者の旅行はこんなに時間がかかるものかと思知らされた。」と感想を言っていた。

この旅行に参加した障害者はたったの14人だが、旅行の反響は14人に留まらないはずだ。14人それぞれが仲間の障害者に、香港に行ったこと、一人で電車に乗るようになったことをスピーカーとなって話すだろう。それを聞いた障害者は「あいつに出来るのなら俺にも！」と思う。こういう波及効果は計り知れないものを秘めているからだ。

現に柏原君は、この9月のひまわり号に友達を連れてきた。次回の一寸法師には別の友達を誘っているという。

障害者は、一部の理解ある人たちの中に籠もってはいはダメだ。まちへ出て健常者に障害者のことを認識、理解してもらうことで、徐々に社会を変えていく。それこそが真のバリアフリーではないかと思う。そういう手助けを一寸法師ができればと思っている。

“障害者自身が変わらなければ、社会は変わってくれない。”

今年も1月に台北旅行を計画していたが、募集開始直前に米同時多発テロが勃発。海外旅行自粛ムードの中、やむを得ず延期することとなった。しかし、必ず再開したいと思っている。そのときには、是非ともみなさんのご声援をいただきたい。

()視覚障害者とまち

- 視覚障害者をまちで見かけたら -

国立神戸視力障害センター 指導課 山下 庄二

我々がまちを歩く時、「自分のいる場所はどこなのか」「どの方向に進めばいいのか」「目印はどこなのか」などの情報を収集し、頭の中で整理しながら歩いています。視覚障害者の特性は「情報障害」であるといえます。視覚障害者は視覚からの情報を制限されるので、一人歩きする場合は、一般に白い杖を振り、路面や音の変化、においなどの情報を収集し、その情報をもとに歩くこととなります。したがって、視覚障害者にやさしい環境づくりは、情報が収集・整理し易いように、「道路網、建物の構造の分かり易さ」「道路の歩き易さ」「表示や看板の見易さ」「危険物の除去」などを確保することだと思います。しかし、いくら物理的な環境が整備されたとしても、視覚障害者が単独で歩くことは難しいことです。そこで、地域の方々の援助が必要になってくるわけです。

では、まちで困っている視覚障害者を見かけたらどうすればいいのでしょうか。

まず、その人がお手伝いを必要としている

かどうかを確認してください。(確認しないで押したり、引っ張ったりするのはやめましょう。)そして、必要であれば、目的地までのコースを分かりやすい表現で説明する、もしくは手引きをしてください。

コースを説明する場合は、「あっち」「こっち」という言葉を使ったのでは、あっちがどこなのかわかりません。また、目の見える人に教えるような指差しも全盲の人の場合にはわかりません。たとえば、「次の路地から数えて3本目の路地を右に曲がってください。右に曲がったら歩道に沿って進み2本目の路地の右角に郵便局があります。」という具合に具体的に説明してください。

また、手引きは視覚障害者が歩行する上で最も、安全で効率的な歩行手段と言われています。下記に手引きの一般的な方法について掲載しますが、安全で効率的な手引きをしようとする場合、ある程度のトレーニングが必要になります。一度、手引きのボランティア講習会に参加してみたいかがでしょうか。

手引きの方法

(1) 手引きの基本の形

- ・ 手引きをする人(以下ガイドヘルパー)は、障害者より半歩前に立ち、肘の付近を軽く握ってもらいます。
- ・ 手引きしている腕は自然に下げてください。その際できるだけ余分な力を抜くようにしてください。
- ・ 歩行中は二人分の幅をとっているため、視覚障害者側の障害物に注意してください。
- ・ 後から押したり、抱きかかえるような誘導は、方向が定まらず不安を与えますので避けてください。



(2) 狭いところを通る時

- 一人しか通過できないような狭い所へ来た時は狭くなることを口頭で伝えてください。
- 手引きをしている腕を背中に回し、ガイドヘルパーが先に立ち、前後に並んで通ります。
- ガイドヘルパーは身体が常に進行方向に向くように心がけてください。
- 視覚障害者には肘を持っている腕を、伸ばしてもらい、ガイドヘルパーとの間隔をとるようにしてもらいます。それにより、かかとを踏まれずに進むことができます。
- 歩く速さは、ゆっくりとした歩調にしてください。
- 通り過ぎたら、狭いところが終わったことを告げ、元の基本の形に戻ってください。



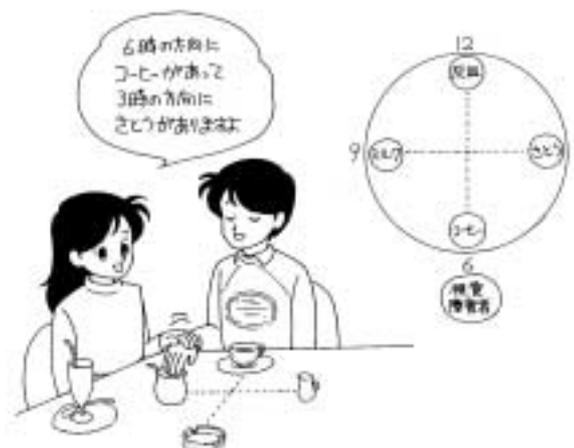
(3) 段差や階段

- 段差や階段に対してまっすぐ近づいてください。
- 段の手前で立ち止まり、口頭で上りか下りを伝えてください。
- つま先か白杖で最初の段を確かめてもらってください。
- 手すりを使用するか、しないかは本人の判断に任せ、使用する場合は手すりの位置を伝えてください。
- ガイドヘルパーが先に上り(下り)始め、視覚障害者が一段後に続きます。
- 段の終わりで視覚障害者が上り(下り)終わるのを、いったん待って先に進みます。



(4) 一時的に離れるとき

- 視覚障害者から一時的に離れるときは、壁や柱等に触れさせてから離れてください。空間に一人では不安なものです。
- 離れる理由を伝えておくと、待つ方としても安心して待てます。
- 離れる前に周囲の状況を簡単に伝えておいてください。



役立つ情報

『公共・商業施設でのサポートサービス』

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所

研究第一課 研究員 大野 拓也

はじめに

誰もが使いやすい建物をめざすにあたって、すべてを建築や設備といったハード面の整備のみで解決するのではなく、職員によるサポートなどのソフト面もあわせた取り組みが必要ではないかと思えます。

当研究所は今年度、建物用途に応じた職員やボランティアによるサポートの実態を明らかにするとともに、施設側の課題を探ることを目的として、公共施設や商業施設での調査を行っています。今回は、これまでにわかってきたことを簡単にご紹介します*1。

全般の施設におけるサポート

建物の用途に関わらず、サポートとして、次のものがありました。

建物内を同行案内、移動介助する

車いす、ベビーカーを貸出する

受付手続きが必要な場合と、自由に使用できる場合があります。その他に、老眼鏡や虫眼鏡をカウンターに置く施設もあります。

受付窓口での手話や筆談により対応する

主に聴覚障害者や高齢者の方に筆談します。市庁舎では、手話のできる担当者を配置する市もあります。

手続きや用事の代行・補助をする



どうなさいましたか（市役所案内窓口にて）

美術館・博物館での取り組み

兵庫県立近代美術館は、1989年より視覚障害者の方々が鑑賞できるように、美術作品を手で触れることができる企画展を開催してきました。障害を持たない方にも作品に触れることのできる貴重な機会です。現在、新美術館（仮称）に移転中ですが、移転後も引き続きこの催しを行って欲しいと思えます。

兵庫県立人と自然の博物館では、障害のあるなしに関わらず、希望に応じて係員が館内を案内します。事前の連絡が必要です。

神戸海洋博物館では、養護学校などの団体利用時に、休憩所として研修室を無料貸出しています。建物利用者以外にも、障害のある方には、車いす用トイレを提供しています。

三宮駅前のフェニックスプラザでは、トイレ使用時に移動補助をしています。こうした施設が街中にありますと、介護者を同伴しなくても外出できる可能性が広がります。

一般に、児童・生徒を対象とした施設は展示物の高さも低めに設定されています。しかし、特に陳列台などの展示の高さは、車いす使用者の視点を配慮していない施設がまだまだ多く、今後の課題と言えます。

図書館での取り組み

車いすでの閲覧に配慮して、書架の間隔を十分にとる*2図書館が増えてきました。所蔵に関しては、大活字本*3や外国語の蔵書を増やす傾向にあります。視覚障害の方に、ボランティアによる朗読サービスがあります。

神戸市立中央図書館では、障害などの理由で来館が著しく困難な方に、図書無料郵送貸出および返却が行われています。費用は、図書館と郵便局が半額ずつ負担しており、昨年度は約400件の利用がありました。

百貨店・スーパーでの取り組み

神戸市内の百貨店では、要望に応じて車いす使用者や視覚障害の方と一緒に買い物をお手伝いしています。定期的に来店される場合は、事前連絡してもらい、係員が対応します。目的に応じて、最短距離の移動を心がけますが、混雑している場合などは、少し遠回りをして安全を最優先します。

商品の持ち帰りが不自由な高齢者、障害者、妊産婦を対象に購入商品の無料配達を行っているスーパーもあります。このスーパーの導入している店舗は、兵庫県内に19店舗あります*4。各店舗より半径5 km以内に居住の方で、本人の自宅へのみ配達が可能です。

施設側の対応について

利用者より依頼されたサポートの内容について、できる限り対応できるよう心がけています。マニュアルなどはほとんどなく、その場に応じて対応している様子です。今回の調査では、「どこまでお手伝いしたらよいかわからない」という職員の声も聞かれました。百貨店やホテルにおいて高齢者や障害者をサポートする「ハートフルアドバイザー」の養成講習会を手がける総合健康推進財団*5では、「原則、自分でできることは、自分でしてもらおう。できないときに、初めて手伝うように伝えている」とのことです。

こんな情報もあります～文献紹介～

『障害サポート公的サービスガイドブック』*6では、東京都を例に、障害者に関する制度やサービスの内容について、具体的に説明されています。障害種別ごとに、受けられる公的サービスについて、補助具の交付・修理から厚生施設の内容まで、問合せ先とともに記載されています。

『神戸市バリアフリーガイドマップ』*7は、市内主要施設のバリアフリーの状況をわかりやすくまとめているだけでなく、サポートサービスや問合せ先についての情報も併記されています。本年に発行された『中央区おでかけマップ』*8では、さらに、主要駅での乗換えルートや駅から各施設への経路なども表示され、とても見やすくなっています。『大阪バリバリマップ』*9は、娯楽施設を中心に、障害者本人が訪れた体験談が情報とともに記

載されています。今までのバリアフリーマップを超えた読み応えのある内容です。

おわりに

使いやすさの基準は、人によって違います。障害の度合いも人それぞれです。福祉のまちづくりをめざすには、建築や設備の整備によるバリアフリー環境を前提とした上で、今回紹介したような、利用者が気軽に尋ねたり頼んだりできる人のいる環境、サポートを受けられる環境づくりを進めていくことが大切ではないでしょうか。

ここに記載したサポート情報は不十分かもしれません。しかし、障害をもたない方々にも知って頂きたい、今回企画いたしました。ご感想、ご批判お待ちしております。

*1 本研究の詳細は、今年度末に当研究所が発行する報告集などを参照して下さい。

*2 150cm以上必要です。

*3 内容はそのままに、活字を大きくし、読みやすくした本です。

*4 2001年7月1日現在

*5 主に健康および福祉に関する普及・啓蒙活動を行う目的で、昭和60年に設立された厚生労働省所轄の財団法人。問合せ先は、電話：03-5777-2754、FAX：03-5777-2753

*6 『障害サポート公的サービスガイドブック』、中村哲夫著、NCコミュニケーションズ（電話：03-3292-8740、FAX：03-3292-8720）1999年10月、

*7 『神戸市バリアフリーガイドマップ～ときめきロード』、神戸市・神戸市社会福祉協議会、2000年3月、問合せ先は、神戸市保健福祉局障害福祉部障害相談課（電話：078-322-5228、FAX：078-322-6044）

*8 『中央区おでかけマップ～バリアフリーガイド』、神戸市中央区社会福祉協議会、2001年3月、問合せ先は、中央区ボランティアセンター（電話：078-232-1447、FAX：078-232-1244）

*9 『大阪バリバリマップ・障害者が見て聞いて書いたおでかけ情報マップ』、社会資源マップ作成委員会編、中部障害者開放センター（電話：06-6797-4671、FAX：06-6700-7955）2001年8月

道路の「バリア」総点検

- ひとりひとりの“わたし”が積極参加 -

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所研究第一課

主任研究員 藤井 嘉彦

交通安全総点検について

「みんなの声でつくりたい。誰もが安心して通れるみちの青写真！」を標語に、さまざまな人の参加を得て、平成9年春以降交通安全総点検（以下、「総点検」という。）が全国各地で展開されています。

総点検は、住民の方や道路を利用する方など地域のみなさんと行政などが一体となって“誰もが安心して利用できる道路環境づくり”を行い、交通の安全確保を目指すものです。

神戸市西区においても、当研究所が立地する県立総合リハビリテーションセンター（以下、「総合リハ」という）周辺の神戸市道を中心に、関係者多数の参加を得て昨年9月26日に総点検が実施されましたので、ここにその内容などを簡単に紹介します。

西区総点検実施内容について

いろいろな障害を持つ方が、健常者とともに暮らし学んでいる総合リハ周辺市道が、総点検実施区域として神戸市建設局西建設事務所より選定されました。当研究所は、これに参加すべき当事者の方の情報提供や入所施設との連絡調整を行うとともに、関係者として総点検に参加しました。

当日は好天にも恵まれ、1部（周辺自治会4名、車いす利用者4名、杖使用歩行者4名中心）

と2部（視覚障害者など4名中心）に分けた総点検実施となりましたが、各部参加者から多数の貴重な意見、指摘などが寄せられました。



参加者による神戸市道点検状況

総点検結果への対応などについて

指摘箇所は、全体で93箇所にとまりました。参加者への後日説明などを踏まえ、西建設事務所で検討した結果、市で対応可能な47箇所については、当研究所の歩道に関する研究成果なども取り入れていただきながら、本年度中の改善実施が予定（一部については対策済み）されています。

指摘箇所の主な内容としては、歩道段差の不備、粗目の溝蓋の改善要望などが目立ちましたが、視覚障害の方の「白杖を持つ自分の姿を映し出すための照明が歩道にほしい」との声には関係者一同はっとさせられました。

今年春、改善された周辺道路を皆で改めて体験してみたいと心待ちにしております。

研究所だより

第1回公開講座と第9回福祉のまちづくりセミナーを開催して

当研究所は、開かれた研究所をめざしており、一般市民を対象とする公開講座の開設は長年の課題でしたが、昨年9月22日と29日の2日間、2階セミナー室の他、多目的実験室や試験歩道を使って「障害者・高齢者にやさしいまちづくりとものづくりを科学する」をテーマに、第1回公開講座を開催しました。

受講者は、一般市民、NPO代表など37人で、「障害者・高齢者と情報技術」、「義手義足の開発とその使われ方」、「車いすから見たまちとすまい」の講義に熱心に聴き入るとともに、「車いす等による体験実習」にも積極的に参加していました。

終了式で、受講時間が所定以上の者に対し、所長が修了証書を授与し、「ここで学んだことを地域で生かすとともに、修了証書をサポートに、今後は研究所のサポーターとして応援して欲しい。」とあいさつすると、受講生から大きな拍手が起こりました。

初めての試みでしたが、概ね好評でしたので、14年度以降も引き続き実施したいと思っています。

以下、受講生の声を紹介します。

〇さん（NPO代表）

公開講座に参加して、貴重な体験が得られた。何気なく見過ごしている日常生活の中にも、障害者にとって苦勞があることを知った。講義の内容は、ていねいでわかりやす



写真1 第1回公開講座修了証書授与式

かったが、もう少し時間が欲しかった。もっと沢山のの人に、研究所の存在を知って欲しいと思う。

Ｙさん（福祉工学専攻の学生）

卒業研究の参考になればと思い参加した。福祉関係者や一般市民の方も参加していたが、私も含めて誰もが熱心にはなしを聴き、必死にノートをとっていた。車いすを様々な路上（平坦路、坂道、凸凹の路面）で乗ったのは、たいへん良い体験となった。この企画は今後も続けたらよいと思う。

福祉のまちづくりセミナーは第9回目で、昨年10月30日に当研究所において開催し、参加者は企業、大学、行政、福祉団体など約200人でした。今回のテーマは、「福祉のまちづくりー福祉工学がめざすもの」で、基調講演の後、参加者は、「まちづくり支援」、「コミュニケーション機器等」、「住宅・福祉用具」、「義肢装具等」の4会場に分かれ、当研究所の研究内容や成果の紹介を受けた後、今後の研究の方向等について意見交換を行いました。



写真2 第9回福祉のまちづくりセミナーの会場

以下、参加者の声を紹介します。

Aさん（福祉分野に進出しようとする企業、「義肢装具等」に参加）

インテリジェント義足を装着している人が、目の前で、一般の健常者を超える速度で走る姿を見てたいへん驚いた。”走る”というメカニズムが、まだ充分解明されていない

のにも拘わらず、義足を装着して使いこなすという、人の適応力の高さに、リハビリの可能性を感じる。

Gさん（建築職の公務員、「まちづくり支援」に参加）

実際に公共施設を設計する公務員が、福祉の知識を得ることは、今後の公共施設の形態に大きな影響を与えると思う。今後とも、こういったセミナーに参加し、福祉の知識をより高め、自らの設計に生かすとともに、民間の設計事務所や建設業担当者な

ども、福祉のまちづくりを広く推奨していきたいと思う。



写真3 インテリジェント義足を装着して走ると、周囲から感嘆の声

平成13年度第3四半期 福祉のまちづくり工学研究所の主な活動

1. 主な学会発表

（研究所の研究者が発表者であったものに限る。連名者として発表したものは省略）

月 日	大会 名	件 数	発表者・座長
10月	土木学会平成13年度全国大会	1件	藤井
	日本機械学会関西支部秋期技術交流フォーラム	1件	中川
11月	日本義肢装具学会学術大会	4件	中川、北山、大塚

2. 主な実験活動

月 日	実 験 名
9月～10月	手離断用筋電義手の使用評価
10月～11月	義足使用者の階段歩行の分析
10月～11月	計測用車いすによる各種床材での走行実験
11月	義足使用者の断端から発生する筋電の分析
11月	高齢義足使用者の歩行訓練データ収集
11月	インテリジェント股義足の歩行実験
11月	溝付き歩車道境界ブロックのすべり抵抗値計測試験
11月～12月	視覚障害者による歩行舗装空間における官能評価試験・2次

3. 主なアンケート調査の実施

月 日	調 査 名
11月	やぶ福祉バスの利用に関する調査
12月～	やぶ福祉バス乗降客実態調査
12月～1月	兵庫県内におけるコミュニティバスの運行実態に関する調査（市町調査）

4. その他の活動

月 日	活 動 内 容
10月 8日	長野県身体障害者リハビリテーションセンター見学受け入れ（約10名）
10日	洲本市ボランティア講座基調報告（約20名）
17日	神戸北高校見学受け入れ（10名）
17日	中播磨地区民生員児童委員連絡会見学受け入れ（45名）
20日	土木職中級職員研修受け入れ（35名）
26日	韓国障害者N G O見学受け入れ（18名）
27日,28日	ふれあいフェスティバル2001出展
28日	香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター見学受け入れ（10名）
29日	五色精光園との「福祉用具等のニ - ズ調査」に係る現地調査
30日	第9回福祉のまちづくりセミナー実施
11月27日	日本福祉のまちづくり学会関西支部第12回勉強会開催
12月20日	日本福祉のまちづくり学会関西支部第13回勉強会開催
21日	土木学会計画学研究小委員会関西支部における研究報告

アシステック 掲 示 板

1 研究所の人事異動が次のとおりありました。今後ともよろしくお願いします。

区分	発 令 年 月 日	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
退 職	平成13年9月30日	研究第三課特別研究員	阪東美智子	国立公衆衛生院に就職
		研究第四課義肢装具士	大塚 博	帝京大学に就職
	平成13年10月31日	研究第二課非常勤研究員	尾田 継之	日本イーライリー(株)に就職
新 規 採 用	平成13年10月1日	研究第四課義肢装具士	小西克浩	
	平成13年12月1日	研究第二課非常勤研究員	遅 志 綱	姫路工業大学大学院在籍
		研究第三課特別研究員	糟谷佐紀	非常勤研究員から
		研究第三課非常勤研究員	金井謙介	大阪市立大学大学院在籍

2 研究所研究員（非常勤）の募集について

当研究所では、次のとおり非常勤の研究員を募集しています。

- (1) 採用予定人員 2人(システム工学、電子工学、電気工学、機械工学専攻)
- (2) 採用予定時期 平成14年4月1日
- (3) 募集対象

企業、大学及び試験研究機関に在籍(在職)しており、大学院修士課程を修了したか、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、満55歳未満の方。

(4) 勤務条件

任用期間は1年ですが、成績優秀等の場合は3年まで延長可能です。勤務場所は研究所(神戸市西区)で、勤務時間は週3日、報酬は月額16万円です。

詳しいお問い合わせは、研究所の真鍋 {tel : (078)925-9282} までお願いします。

3 福祉のまちづくり研究会が「日本福祉のまちづくり学会」に名称変更、学術登録団体に!

福祉のまちづくり研究会は、平成13年10月、名称を「日本福祉のまちづくり学会」に変更し、平成14年6月を目途に、学術団体への登録を申請することになりました。

同学会関西支部の事務局は当研究所内に設置されています。入会等関心のある方は、事務局の糟谷 {tel : (078)925-9283又はE-mail : kasuya@assistech.hwc.or.jp} まで連絡下さい。

編 集 後 記

最近では全国のほとんどの自治体で「福祉のまちづくり条例」が施行されており、先行する自治体においては、まちなかや施設のバリアフリー化への進展状況を踏まえ、より幅広く、そして内容の一層の充実を求めて条例改正の動きが急であります。

今回の特集がこうした動きに呼応し、まちづくりに直接・間接的に関わる多くの人にとって、それぞれの視点でまちづくりに「参画」するための動機付けのひとつとなればと思います。

アシステック通信

第32号 2002年(平成14年)1月



編集・発行
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
総合リハビリテーションセンター
福祉のまちづくり工学研究所
〒651-2181 神戸市西区曙町1070



TEL078-927-2727 (代) FAX078-925-9284

http://www.assistech.hwc.or.jp